

## 商品中古自動車の用途を変更した場合の環境性能割について

商品中古自動車とは

所有者及び使用者がともに当該中古車販売業者となっている自動車で、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示するための取得であると認定（古物営業許可証等の添付書類が必要）された場合、その取得形態から環境性能割を課税しない取り扱いとしています。

### 注意！

商品中古自動車として環境性能割を課されないものとなっていた自動車を、社用使用や車検用代車、試乗車、レンタカー等として用途を変更して使用した場合には、その日から、環境性能割が賦課されます。

※必要に応じて実態調査を行うことがあります



商品中古自動車として登録した自動車が販売された時だけでなく、用途変更した場合にも、必ず神戸（神戸ナンバー）または姫路（姫路ナンバー）の県税事務所に税の申告をする必要があります。

※申告が遅れますと、延滞金・加算金等がかかる場合があります

（参考）環境性能割が対象外とされる商品中古自動車の取得

自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他運行の用に供されない自動車の取得です（地方税法第146条第2項及び第443条第2項）。

ただし、これらの自動車にあっても運行の用に供した場合（自動車販売業者等から貸与を受けたものが運行の用に供した場合も同じ）は、運行の用に供することが地方税法上の自動車の取得とみなされ、環境性能割が課せられます（同法第147条第3項及び第444条第3項）。